令和６･７年度大和高田市競争入札参加資格（建物管理等業務）審査申請要領

大和高田市が発注する建物管理等業務に係る競争入札に参加又は随意契約の契約相手となることを希望される方は、次により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。この申請をもとに競争入札においては、資格審査を行い、有資格者の決定を行います。また、随意契約においては、契約締結に向けての見積徴取対象者となります。

１．参加資格	次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。 （１）　未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。 （２）　営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者 （３）　令和６年４月１日現在で、営業を開始して１年未満の者 （４）　国税及び地方税を滞納している等の経営状況が著しく不健全であると認められる者 （５）　次のいずれかに該当する事由があると認められる者 ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ウ　役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したとき。 エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 オ　役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。 カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
２．提出期間	市内業者・準市内業者・市外業者 ・持参の場合 令和６年２月１日（木）から令和６年２月２９日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午までと午後１時から午後４時まで ・郵送の場合 令和６年２月２９日（木）までの消印有効 ※持参・郵送ともに上記期間のみの受付となりますので、期間外の申請は受付しません。 準市内業者とは以下の条件に当てはまる業者のことを指します。 法人…本市の区域外に本店を有し、本市の区域内に本店以外の事業所を有するもの。 ※本市の区域内の事業所に委任することが必要となります。
３．受付場所 送付先	大和高田市大字大中９８番地４　大和高田市役所 総務部契約監理課（市役所３階）　電話 0745-22-1101（内線 3271･3273）
４．提出部数	各１部（Ａ４判）。順番に重ね、クリアファイル（Ａ４判透明）に入れて提出してください。
５．提出方法	持参又は郵送 ・持参する際は記載の内容について、説明のできる方が持参してください。 ・郵送する際は封筒の表面に「入札参加資格申請書在中」と朱書きで記入して下さい。また、提出書類確認後に受領書を送付しますので、切手の貼った返信用封筒を同封して下さい。

	※郵送方法については普通郵便による郵送も可能ですが、郵便物の不着があった際に確認する術がなく責任を負いかねますので、一般書留、簡易書留、特定記録、レターパック等の郵送記録の残る方法での郵送を推奨しております。
６．有効期間	大和高田市内業者・準市内業者・市外業者　いずれも２年間 （令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで）
７．提出書類 （添付書類）	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号） 誓約書（様式第2号） 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） 履歴事項全部証明書【写し可】・・・・・・・・・・・・・・・**発行機関　法務局** 印鑑証明書【写し可】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**発行機関　法務局** 使用印鑑届（様式第3号）又は委任状兼使用印鑑届（様式第４号） ※様式第4号は、支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合 営業概要書（様式第5号） 営業許認可書等　※必要な業務の場合（営業概要書⑥に記入の上、写し添付） 建物管理等業務調書 P1～P2（指定様式） 資格者（技術者）経歴書（指定様式） 資格者の証明書の写し 財務諸表（決算報告書）　直近のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書　直近のもの 納税証明書（滞納のない証明）【写し可】 ※本・支店等間の委任関係にある場合は、本店及び委任先支店等が納税義務者となっている証明書を提出のこと。 ①法人税・消費税（その3の3）・・・・・・・・・・・・・・・・**発行機関　管轄の税務署** ②法人市町村民税（法人都民税）、固定資産税、都市計画税（ただし、課税されていない税目を除く。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**発行機関　住所地（所在地）の市町村（都）** ③大和高田市税（大和高田市外の市町村に住所地（所在地）がある者で大和高田市に課税されているもの。ただし、課税されていない税目を除く。）・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**発行機関　大和高田市** 会社（事業所）案内パンフレット　※有る場合 事業所所在地のわかる地図及び外観の写真 ※市内業者・準市内業者（市内の本店又は委任先支店等）として申請する者のみ 大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書（建物管理等） 切手の貼った返信用封筒　※郵送で申請する者のみ
８．提出における注意事項	・法人のみの受付となります。 ・各証明書及び謄本（写しの場合はその原本の発行日）は、発行後３ヶ月以内のものを提出してください。 ・【写し可】としているものは鮮明なものを提出してください。 ・審査の結果、資格者は競争入札等参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中に全く入札等がない場合もあり、直ちに発注がある制度ではないことに留意願います。